

議案第62号

福岡市指定障がい者支援施設等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を
改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み，従業者の員数に関する特例及び設備に関する特例を廃止する必要があるによる。

福岡市指定障がい者支援施設等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部を
改正する条例

福岡市指定障がい者支援施設等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第10条を次のように改める。

第10条 削除

附 則

この条例は，平成30年 4月 1日から施行する。